

昭和三十三年政令第七十四号

学校保健安全法施行令

内閣は、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第十条第二項、第十二条、第十七条、第十八条第三項及び第二十條の規定に基き、この政令を制定する。

（就学時の健康診断の時期）

第一条 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）以下「法」という。第一条の健康診断（以下「就学時の健康診断」という。）は、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二条の規定により学齢簿が作成された後翌学年の初めから四月前（同令第五条、第七條、第十一条、第十四条、第十五条及び第十八條の二に規定する就学に関する手続の実施に支障がない場合にあつては、三月前）までの間にいうものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村の教育委員会は、前項の規定により定めた就学時の健康診断の実施日の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに就学予定者（学校教育法施行令第五条第一項に規定する就学予定者）をいう。以下この項において同じ。）が記載された場合において、当該就学予定者が他の市町村の教育委員会が行う就学時の健康診断を受けていないときは、当該就学予定者について、速やかに就学時の健康診断を行うものとする。

（検査の項目）

第二条 就学時の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 栄養状態
二 脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無
三 視力及び聴力
四 眼の疾病及び異常の有無
五 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
七 その他の疾病及び異常の有無
（保護者への通知）

第三条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行うに当たつて、あらかじめ、その日時、場所及び実施の要領等を法第十一条に規定する者の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六條に規定する保護者（以下「保護者」という。）に通知しなければならない。

（就学時健康診断票）

第四条 市町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行ったときは、文部科学省令で定める様式

により、就学時健康診断票を作成しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、翌学年の初めから十五日前までに、就学時健康診断票を就学時の健康診断を受けた者の入学する学校の校長に送付しなければならない。

（保健所と連絡すべき場合）

第五条 法第十八條の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十九條の規定による出席停止が行われた場合
二 法第二十條の規定による学校の休業を行つた場合

（出席停止の指示）

第六条 校長は、法第十九條の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じ、文部科学省令で定める基準による。

（出席停止の報告）

第七条 校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

（感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病）

第八条 法第二十四條の政令で定める疾病は、次に掲げるものとする。

- 一 トラココマ及び結膜炎
二 白癩、疥癬及び膿痂疹
三 中耳炎
四 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
五 齲歯
六 寄生虫病（虫卵保有を含む。）

（要保護者に準ずる程度に困窮している者）

第九条 法第二十四條第二号の政令で定める者は、当該義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校）の小学部若しくは中学部を、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六條設置する地方公共団体の教育委員会が、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六條第二項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）に準ずる程度に困窮していると認めらる者とする。

2 教育委員会は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法（昭和三十三年法律第九十八号）に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。

（補助の基準）

第十条 法第二十五條第一項の規定による補助は、法第二十四條の規定による同条第一号に掲げる者に対する援助に要する経費の額の二分の一について行うものとする。ただし、小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の別により、文部科学大臣が毎年度定める児童及び生徒一人一疾病当たりの医療費の平均額に、都道府県に係る場合にあつては次項の規定により文部科学大臣が当該都道府県に配分した児童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ乗じて得た額、市町村に係る場合にあつては第三項の規定により都道府県の教育委員会が当該市町村に配分した児童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ乗じて得た額の二分の一を限度とする。

2 文部科学大臣は、毎年度、別表イに掲げる算式により算定した小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数を各都道府県に配分し、その配分した数を各都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、別表イ及び別表ロに掲げる算式により算定した小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数を基準として各都道府県ごとに定めた児童及び生徒の被患者の延数を、各市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の数を勘案して、各市町村に配分し、その配分した数を文部科学大臣及び各市町村の教育委員会に通知しなければならない。

4 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（専修学校への準用）

第十一条 第五条から第七條までの規定は、法第三十二條第三項において法第十八條及び第十九條の規定を専修学校に準用する場合について準用する。この場合において、第五條第二号中「法第二十條」とあるのは「法第三十二條第三項において準用する法第二十條」と、第六條第一項中「幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）」にあつては「その保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生」とあるのは「生徒」と読み替へるものとする。

（施行期日）

1 この政令中第七條、第八條及び第九條第一項から第三項までの規定は昭和三十三年十月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。（学校医及幼稚園医令等の廃止）

附則 抄

1 学校医及幼稚園医令（昭和四年勅令第九号）
2 学校歯科医及幼稚園歯科医令（昭和六年勅令第四百四十四号）
附則（昭和三十七年五月一日政令第二〇二号）
この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の学校保健法施行令第七條第三号、第五号及び第六号の規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。

附則（昭和四十八年五月一七日政令第一三八号）
この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五〇年一月二七日政令第三八一号）
この政令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年一月十一日）から施行する。

附則（昭和五三年八月一八日政令第三一〇号）抄
この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和六〇年三月三〇日政令第七三三号）
この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月三〇日政令第  
三五一号) 抄

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年二月一六日政令第四  
二号) 抄

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年六月七日政令第三〇  
八号) 抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成二二年六月七日政令第三  
四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年四月一日政令第一  
四二号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の学校保健法施行令第七条第五号の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附 則 (平成二七年三月三一日政令第一  
〇六号) 抄

1 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月二二日政令第五  
五号) 抄

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年二月二二日政令第  
三六三号) 抄

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。

附 則 (平成二二年三月二五日政令第五  
三号) 抄

1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年二月一六日政令第  
四二一号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表(第十条関係)

イ 都道府県が要保護者に対して援助を行う場合	$(n) \times (n1)$
ロ 市町村が要保護者に対して援助を行う場合	$(n) \times (n2)$

備考 この表における算式中次に掲げる各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ニ 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定める全国の都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうちその保護者が要保護者である被患者の見込延数

ハ 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定める全国の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうちその保護者が要保護者である被患者の見込延数

ニ 前年度の七月一日現在において全国の都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助(生活保護法に規定する教育扶助をいう。以下同じ。)を受けている者の総数

ニ 前年度の七月一日現在において全国の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

ニ 前年度の七月一日現在において当該都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

ニ 前年度の七月一日現在において当該都道府県の区域内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数